

## 登別市休日保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、登別市子どものための教育・保育給付に関する条例施行規則（平成27年規則第5号。以下「規則」という。）第13条第3号に規定する休日保育の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施保育所)

第2条 休日保育の事業（以下「事業」という。）を実施する保育所は、登別市立富士保育所（以下「実施保育所」という。）とする。

### (対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、規則第13条第1号に規定する普通保育を受けている児童（以下「入所児童」という。）で、休日に保護者が恒常的又は断続的に就労等により保育の必要性があると認められる児童とする。ただし、当該年度の4月1日現在満1歳未満の乳児及び登別市障害児保育実施要綱（平成17年訓令第25号）第2条に規定する児童を除く。

### (保育時間)

第4条 保育を行う時間は、午前8時から午後6時までとする。

### (定員等)

第5条 受け入れる児童の定員は、1日当たりおおむね10人とする。この場合において、保育士の人数は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号。以下「設備運営基準」という。）第47条第2項に規定する人数とする。

### (事業の実施方法等)

第6条 事業の実施は、設備運営基準第45号から第50条までに規定する基準により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の基準によるものとする。

- (1) 保育室等の確保 乳児室、ほふく室、遊戯室など必要な保育室等を確保するものとする。
- (2) 給食、おやつ等 おやつ、飲み物は提供するが、給食は提供しない。
- (3) 安全管理、健康管理 別に定める衛生管理マニュアル、緊急事態対応マニュアルに基づき、児童の安全、健康管理に努めるものとする。

### (登録)

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「利用希望者」という。）は、

あらかじめ休日保育利用者登録申込書（別記様式第1号）により登別市長（以下「市長」という。）に申込みをしなければならない。

- 2 前項に規定する申込書について、利用希望者の依頼を受けたときは、入所児童の所属する保育所（以下「所属保育所」という。）の所長が、当該申込書を当該利用希望者に代わって提出することができる。

（登録の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、これを審査し、事業の利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を認めると決定したときは休日保育利用者登録台帳（別記様式第2号）に登録し、休日保育利用登録承認通知書（別記様式第3号）により、同項の規定により事業の利用を認めないと決定したときは休日保育利用登録不承認通知書（別記様式第4号）により、利用希望者に通知するものとする。

（変更届）

第9条 保護者は、第7条に規定する休日保育利用者登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を休日保育利用者登録変更届（別記様式第5号）により、実施保育所又は所属保育所の所長に届け出なければならない。

（利用期間）

第10条 事業の利用登録期間は、前条第2項の規定により登録された日の属する年度限りとする。

（利用日の申込み）

第11条 第9条第2項の規定により登録された児童（以下「登録児童」という。）の保護者で、事業を利用しようとするもの（以下「利用申込者」という。）は、事業の利用を希望する日（以下「利用日」という。）を月ごとにまとめ、当該月の前の月の20日を期日（この日が登別市保育所条例施行規則（平成10年規則第9号）第5条に規定する休所日（以下「休所日」という。）に当たるときは、この日後においてこの日に最も近い休所日でない日。以下「申込期日」という。）として休日保育利用日申込書（別記様式第6号）により実施保育所又は所属保育所の所長に申し込まなければならない。ただし、利用日が4月に属する場合の申込期日は、別に定める。

- 2 利用申込者は、利用日に変更があるときは、速やかに実施保育所又は所属保育所の所長に申出しなければならない。

（利用日の決定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による申込みに基づき、月ごとに事業の利用者を決定し、休日保育利用承認決定通知書（別記様式第7号）により利用申込者に通知する。

2 前項の規定による利用者の決定を行う場合において、定員を超える等やむを得ない事由が生じたときは、利用申込者の保育に欠ける状況等を審査し、利用者を決定することができる。

3 市長は、前項の規定により事業の利用者として決定されなかった利用申込者に対し休日保育利用不承認決定通知書（別記様式第8号）により速やかに通知するものとする。

（利用日の取消し）

第13条 登録児童の保護者は、利用決定日に休日保育を利用しなくなったときは、休日保育利用取消願（別記様式第9号）を速やかに実施保育所又は所属保育所の所長に提出しなければならない。

（利用登録の取消し）

第14条 登録児童の保護者は、事業の利用登録を取り消すときは、休日保育利用登録取消届（別記様式第10号）を実施保育所又は所属保育所の所長に提出しなければならない。

（利用登録の解除）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用登録を解除することができる。

（1）第3条に規定する申込理由が消失したにもかかわらず、休日保育利用登録取消届を提出しないとき。

（2）休日保育利用の申込みに虚偽の内容や不正な手続きがあったとき。

（3）休日保育の利用継続が適当でないと特に市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録を解除することを決定したときは、休日保育利用登録解除通知書（別記様式第11号）により、保護者に通知するものとする。

（利用状況の報告）

第16条 実施保育所の所長は、登録児童の利用状況について、当該月の保育期間終了後、速やかに休日保育利用状況報告書（別記様式第12号）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年告示第61号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第48号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第66号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の登別市休日保育事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の登別市休日保育事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この告示による改正後の登別市休日保育事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記様式第1号（第7条関係）

休日保育利用者登録申込書

年 月 日

登別市長 様

休日保育の利用について、次のとおり申し込みます。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

申込児童	ふりがな	生年月日	年 月 日生	年齢	性別
	氏名			歳	男・女
入所保育所名		(平日に通っている保育所名)	入所児童の送迎（休日保育）		
		保育所	送迎時間	登所	退所
自宅		緊急時の連絡先		午前 時 分	午後 時 分
住所	登別市	電話	送迎者の氏名	(続柄 )	(続柄 )
電話		携帯			
携帯		氏名 (続柄)			

申込理由	休日の就労	世帯の休日就労者名	続柄	勤務先	休日の勤務時間
			父	(電話)	: ~ :
			母	(電話)	: ~ :
				(電話)	: ~ :
	その他の理由	(具体的に記入してください)			

※ウラ面の健康等調査も記入してください。

※以下は記入しないでください。

※以下は記入しないでください。

決裁欄			備考
台帳番号			
【承諾決定年月日】	年 月 日		
【不承諾決定年月日】	年 月 日		

利用開始年月日	年 月 日
利用廃止年月日	年 月 日
【保育料徴収区分】	
【就労証明書】	提出 有 無
【特記事項】	





休日保育利用登録承認通知書

（申込者） 住 所 登別市  
氏 名 様

登別市長

申込みのあった休日保育の利用について、次のとおり承認し、登録しましたので通知します。

保 護 者	住 所	登別市 町 丁目 番地		
	氏 名			
利 用 児 童	児 童 名	生 年 月 日	年 齢	
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
実 施 保 育 所	登別市立富士保育所	入所中の保育所	保育所	
休 日 保 育 料	内訳		合計	円
備 考				
（1）利用日の申込みは別途必要です。 （2）休日保育利用申込書の記載内容に変更が生じた場合又は利用を取りやめる場合には、速やかにその旨を届け出てください。 （3）市及び実施保育所からの注意事項がある場合は、これを遵守してください。				



年 月 日

休日保育利用者登録変更届

登別市長 様

（申込者）住 所 登別市

氏 名

印

電 話

次の事項について、変更がありましたので、届出します。

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
理 由	<input type="checkbox"/> 保護者変更 変更後の保護者氏名  <input type="checkbox"/> 住所変更 変更後の住所  <input type="checkbox"/> その他		

年 月 日

休日保育利用日申込書

登別市長 様

（申込者）住 所 登別市

氏 名

印

電 話

年 月分休日保育の利用日を、次のとおり申し込みます。

児童名	年齢	申込利用日							
		日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日

【注意事項】

- 1 この申込書は、利用しようとする月の前月の20日までに、休日保育実施保育所又は現在入所している保育所に提出してください。
- 2 12月31日から翌年の1月5日までの間は、休日保育は実施しておりませんので、ご了承願います。
- 3 1日の利用者数に定員がありますので、定員を超える申込みについては利用できない場合がありますので、ご了承願います。
- 4 この申込書は、休日保育の利用申込（登録）をしていない方は、提出できませんのでご注意願います。

年 月 日

休日保育利用承認決定通知書

住 所 登別市

氏 名 様

登別市長

年 月分休日保育の利用日を、次のとおり決定しましたので通知します。

児童名	年齢	利用日							
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
備考									



年 月 日

休日保育利用取消願

登別市長 様

（申込者）住 所 登別市

氏 名

印

電 話

休日保育の利用について、次の日付の利用を取り消したいので願い出します。

児童名	年齢	利用を取り消す日							
		日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
	歳	日	日	日	日	日	日	日	日
取消理由									

別記様式第10号（第14条関係）

年 月 日

休日保育利用登録取消届

登別市長 様

(申込者) 住 所 登別市

氏 名

印

電 話

休日保育の利用について、 年 月 日限りで登録を取り消したいので届出します。

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
理 由			

年 月 日

休日保育利用登録解除通知書

住 所 登別市

氏 名 様

登別市長

休日保育の利用について、次のとおり登録を解除することとしましたので通知します。

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日生
解 除 年 月 日	年 月 日		
理 由			
備 考			

